

申告期間 2/17(月)~3/17(月)

税の申告はお早めに

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。

そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和7年1月1日現在、区内在住の方を対象に、令和6年中の所得に対して、同7年度に課税されます。

申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

課税係/2階
☎(3228)8913
FAX(3228)5456

特別区民税・都民税(住民税)の申告は郵送で区役所へ

申告が必要と思われる方へ、「令和7年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月5日に郵送しました。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、申告書を作成して、郵送で課税係へ提出してください。

☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、区☎からダウンロードするか、下記の配布場所で受け取りを

申告書配布場所 区民活動センター
区役所2階 下りエスカレーター前

☆申告書の書き方や必要書類が分からない方は、下記受付日時に電話または直接、課税係へ

受付日時 2月17日(月)~3月17日(月)の平日午前8時30分~午後5時

中野区特別区民税・都民税 税額シミュレーションシステムのご利用を

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。右記の二次元コードからアクセスできます。



個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月17日(月)までに都税事務所へ申告してください。

申告場所 新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)
中野都税事務所(中野4-6-15)

☆中野都税事務所では相談できません

所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内

申告はe-Taxからの電子申告のご利用を

e-Taxから申告する場合は、国税庁☎内「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してください。



▲国税庁☎

郵送による申告書の送付先が変わりました

申告書を郵送する場合は、中野税務署ではなく、下記の送付先に郵送してください。

送付先

〒100-8156 千代田区大手町1-3-3
東京国税局業務センター大手町分室
(中野税務署)



相談等がある場合は申告書作成会場へ

受付日時 2月17日(月)~3月17日(月)の
平日午前8時30分~午後4時

☆相談開始は9時。なお、3月2日(日)は開場

申告書作成会場 中野セントラルパークカンファレンス1階
(中野4-10-2)

入場整理券が必要です

2月7日からLINEアプリで事前
に入手できます。

☆当日会場でも若干数配布



▲国税庁公式
LINEアカウント

令和7年度からの 住民税の主な変更点

定額減税(令和7年度のみ)

本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下であり、かつ配偶者(国外居住者を除く)の同年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、所得割額から1万円を控除します。

住宅ローン控除の改正

①19歳未満の扶養親族を有する世帯または本人と配偶者のいずれかが40歳未満の世帯(以下、子育て世帯等)が、令和6年に入居する場合の住宅ローン控除の借入限度額は下表のとおりです

住宅ローン控除の借入限度額

新築・買取再販住宅	子育て世帯等の方	それ以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

②令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、原則として住宅ローン控除を受けられません

税の申告 Q&A

Q1 昨年複数の会社で働いていました。どのように申告すればいいですか

A1 全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。所得税の還付を受けられる場合があります

Q2 公的年金収入以外の所得がありました。申告は必要ですか

A2 その他の所得がある方は、住民税の申告が必要です。ただし、その他の所得金額が20万円を超える場合や所得税の還付がある場合は、税務署で所得税の確定申告をしてください

Q3 収入が無くても、申告は必要ですか

A3 収入が無い方も、住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。提出しないと税証明書が発行できないことや、国民健康保険料などが高くなる場合があります

対象の方は確認しましょう

医療費の通知書は医療費控除の明細になります

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知を郵送します。届いたら大切に保管してください。

なお、通知に記載していない月の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

◆国民健康保険では

令和5年11月~同6年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同7年1月17日現在、区内在住の方(資格喪失している方を除く)が対象。2月上旬に郵送します。

問合せ先

医療費控除について=中野税務署☎(3387)8111
通知書の再発行等について=国保給付係/2階
☎(3228)5508 FAX(3228)5456

◆後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送しました。

問合せ先 後期高齢者医療係/3階
☎(3228)8944 FAX(3228)5456



障害者控除等の対象になる場合も

障害者相談係/3階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5662

満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

◆医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携の下に行われた身体介護を伴う居宅介護や重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けると、その費用が医療費控除の対象となることも。申告には、サービス提供事業者発行の「障害福祉サービス等利用料領収証」が必要です。

介護保険で控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象です。また、介護サービスのうち、医療系サービスを利用している方は、利用料の一部が医療費控除の対象になります。

問合せ先 介護保険料=介護資格保険料係☎(3228)6537
介護サービス利用料=介護給付係☎(3228)6531
☆いずれも区役所3階、FAX(3228)5620